

令和2年度 第1回会津若松市国民健康保険運営協議会 会議録

1. 日 時 : 令和2年5月21日(木) 午後1時～午後1時20分
2. 場 所 : 会津若松市役所栄町第二庁舎 第三会議室
3. 議 事 : 諮 問
(1) 会津若松市国民健康保険税条例の一部改正について
(課税限度額の改正)
4. そ の 他 : 報 告
(1) 会津若松市国民健康保険税条例の一部改正について
(軽減判定所得の改正・長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例の改正)
(2) 会津若松市国民健康保険条例の一部改正について
(傷病手当金の支給)

4. 委員会出席者	会 長	中澤	真 (議長)
(敬称略)	委 員	江川	清
	委 員	大塚	啓子
	委 員	小池	金政
	委 員	渡部	浩一 (議事録署名人)
	委 員	矢吹	孝志
	委 員	石田	俊夫
	委 員	荒井	一貴
	委 員	高橋	慶彦
	委 員	佐藤	恭子
	委 員	山崎	雄一郎 (議事録署名人)
	委 員	原木	和子
	委 員	菅原	裕宏
	委 員	武藤	理恵子 (以上17名中14名出席)

5. 事務局出席者	健康福祉部部長	藤森 佐智子
	健康福祉部副部長	斎藤 哲雄
	健康福祉部副部長	新井田 昭一
	兼健康増進課長	
	国保年金課長	山口 恵
	国保年金課主幹	小林 圭輔
	国保年金課主幹	上田 裕司
	国保年金課副主幹	渡部 さおり
	国保年金課副主幹	栗城 宏之

＜議 事＞

会 長 議事に入る。出席委員は14名であり、過半数に達しているため、ここに協議会が、
成立していることを報告する。会議録署名委員については慣例により、会長の指名推
薦としたい。

各委員 異議なし。

会 長 意義がないものとし、渡部浩一委員、山崎雄一郎委員のお二方を指名する。
それでは、(1) 諮問案件「会津若松市国民健康保険税条例の一部改正（課税限度額
の改正）」について事務局より説明をお願いします。

事務局 資料に基づき、諮問案件の会津若松市国民健康保険税条例の一部改正について説明
する。この度の改正の内容については、課税限度額の改正についてである。趣旨とし
ては、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年3月31日に公布、4月1日に
施行されたことに伴い、国民健康保険税条例の一部を改正するものである。内容につ
いては、担税能力に応じた負担を求めるため、国民健康保険税の課税限度額を引き上
げるというものである。国民健康保険税は、基礎課税分（医療分）、後期高齢者支援
金分、介護納付金分の合計で構成されている。このうち、今回は基礎課税分（医療
分）の課税限度額を2万円引上げ63万円、介護納付金分の課税限度を1万円引上げ17
万円とし、課税限度額の合計は現行で96万円が、改正後は99万円となるものである。
課税限度額改正についての影響については、0才から全ての年齢が該当となる基礎課

税分については61万円の限度額に達している世帯が現在128世帯ある。介護納付金分については、40才から64才までの方に納付いただいているものであるが、現在70世帯が限度額まで達している。それぞれ課税限度額を引き上げることにより、改正後にこの限度額に達する世帯は、基礎課税分については121世帯、介護納付金分については56世帯となるものである。128世帯、70世帯の方が負担が増えるということになるが、課税額の影響としては合計で約312万円の負担の増加となるものと見込んでいるところである。これまでの改正の経過については、資料に掲載したのでご確認いただきたい。

施行期日については、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用となるものであり、適用区分としては、改正後の条例規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成31年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとする。

なお、別添の報告案件(1)の資料4ページ以降に、改正条例の新旧対照表を掲載していることから、説明を省略させていただく。

会 長 質問はあるか。

江川委員 今ほど説明があった医療分の2万円の課税限度額引上げで、介護を含めてトータルの負担が312万増えるということで負担と給付のバランスということだと思うが、ここまで引き上げないと給付が多くなり、赤字となるという理解でよろしいのか。

事務局 今回の改正は、課税限度額を引き上げないと赤字になるという趣旨ではなく、担税能力に応じた負担ということで所得の多い方の課税限度額を引き上げるというものである。国民健康保険税については、課税限度額があり、所得がいくら多くてもこの限度額で頭打ちとなる。より多い所得の方にそれに応じてご負担をいただくということで今回引上げが行われているものである。地方税法の施行令については、報告案件の資料にあるが、これと併せて軽減判定所得の改正も行っている。説明は省略するが、これは低所得者の皆さまの負担の軽減を図るという趣旨で改正が行われており、より所得が多い方からご負担をいただき、低所得の方の負担を軽減するという、負担能力に応じた負担を求めるという趣旨の改正であることから、これが赤字の影響に直結するものではない。

江川委員 そうすると、バランスを取るという意味で、所得の多い方から312万円を負担してもらい、所得の少ない方の負担を244万円軽くするという考えでよいのか。

事務局 そういった意味では、委員のご指摘のとおりである。

会 長 その他あるか。特に異議がないようなので、原案どおり了承いただいたということで、本件については本日、答申することによいか。

委 員 異議なし

会 長 答申については、会の最後に行うこととする。
次に、その他として事務局から願います。

事務局 報告案件（1）会津若松市国民健康保険税条例の一部改正（軽減判定所得の改正・長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例の改正）、及び報告案件（2）会津若松市国民健康保険条例の一部改正について（傷病手当金の支給）については、事前に委員の皆さまよりいただいた質問について、事務局が回答を作成し配布しているので、それにより報告と換えさせていただく。

会 長 他にあるか。

会 長 以上で議長の任を解かせていただく。ご協力ありがとうございました。

上記の会議録が、令和2年5月21日に開催された、令和2年度第1回会津若松市国民健康保険運営協議会の記録に相違ないことを証明するために署名する。

令和 年 月 日

会津若松市国民健康保険運営協議会

会 長 印

委 員 印

委 員 印